

株式会社桔梗ハイヤーにおける深夜乗合タクシーの運行について

1 経過

- 平成 16 年(2004 年)12 月 旧道路運送法の特例許可により運行開始
- 平成 18 年(2006 年)10 月 継続運行の申請に伴い、函館市から北海道運輸局に対し同意書を提出
- 平成 21 年(2009 年) 5 月 函館市生活交通協議会において協議
- 平成 29 年(2017 年) 3 月 函館市生活交通協議会において経路変更を承認

2 協議について

本件乗合タクシーは、路線を定めず、旅客の需要に応じた運行を行う「区域運行」に分類されるが、その運行にあたっては、地域公共交通会議等において、地域交通のネットワークを構築する観点から路線定期運行との整合性がとられているものとして協議が調っていることが許可（道路運送法第 4 条第 1 項）の前提とされており、現在の運行は、平成 21 年 5 月 19 日および平成 29 年 3 月 21 日開催の本協議会における承認を受けて実施しているところである。

このたび、当該事業を実施する株式会社桔梗ハイヤーから、運行日を一部変更したいとの申し出があったことから、本協議会において協議を行うものである。

3 事業概要

■ 運行の概要(運行系統図 別添)

- ・ 運行車両 ジャンボタクシー 2 台（9 人乗り）、タクシー 2 8 台
 ※ 運行車両はタクシー事業と併用
- ・ 運行本数 休祝日を除く月曜日、火曜日から土曜日、休前日となる日曜日
 1 日 10 便（21:10～1:40 間の 30 分間隔で運行）
 休前日を除く日曜日、休祝日となる月曜日
 1 日 6 便（21:10～23:40 間の 30 分間隔で運行）
 ※ 12 月 31 日は全便運休とする
 } 変更点
- ・ 運行系統 函館駅前バス停（フォーポイントバイシェラトン函館前）→ 松風町バス停（プレイガイド前）→ 中央病院前バス停（ラーメン昇龍前）→ 五稜郭バス停（シダックス前）→ 石川、北美原、桔梗、七飯方面

■ 運行地区・料金（乳児は無料）

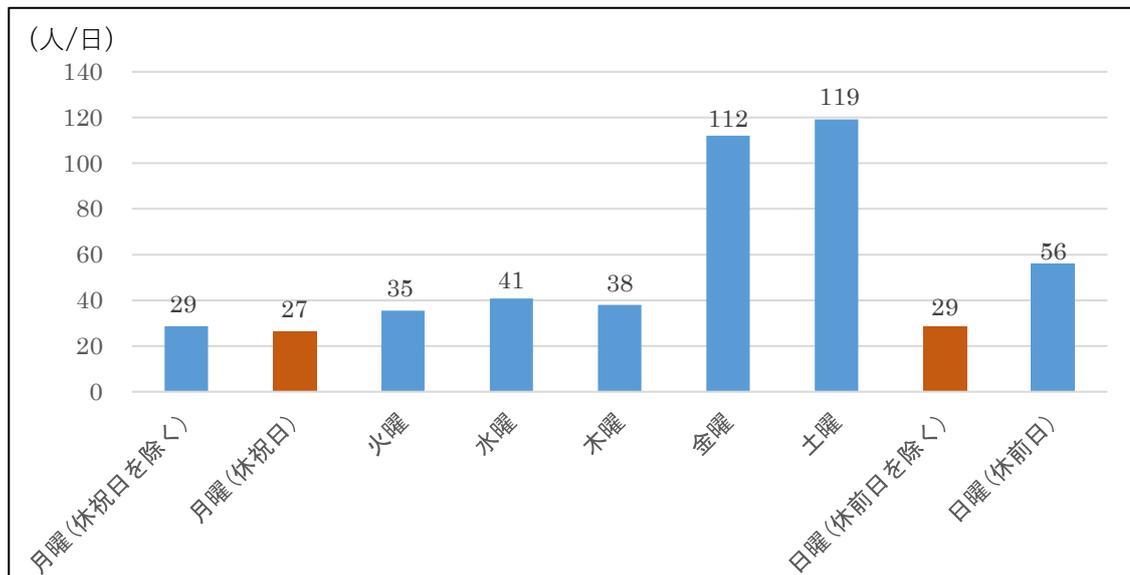
	区域	料金(円)	
		大人	子供
A	北美原・石川・桔梗	700	500
B	七飯町 大川・中野	800	600
C	七飯町 大中山・中島	900	700

	区域	料金(円)	
		大人	子供
D	七飯町 本町・緑町・鳴川	1,000	800
E	七飯町 桜町・上藤城・飯田町	1,100	900
F	七飯町 藤城・峠下	1,200	1,000

■ 変更理由

- ・ 利用実績から連休の最終日等には深夜便の需要が少ないと判断されるため。

(参考) 曜日別利用者数実績 (2018年2月～2019年1月)



4 承認条件

- ・ 当該事業に係る運行時間帯については、一般乗合バスが運行していない夜間の時間帯に限ることとし、変更を要する場合は、事前に協議会で協議を行うこと。
- ・ 当該事業に使用する車両については、タクシー事業と併用を認める。

5 関係法令 (抜粋)

【道路運送法】

第4条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可等に関する審査基準】

(平成13年12月26日付け 北海道運輸局公示第44号(平成28年12月20日一部改正))

1 許可(道路運送法(以下「法」という。)第4条第1項)

(1) 運行の態様の定義

①, ② 略

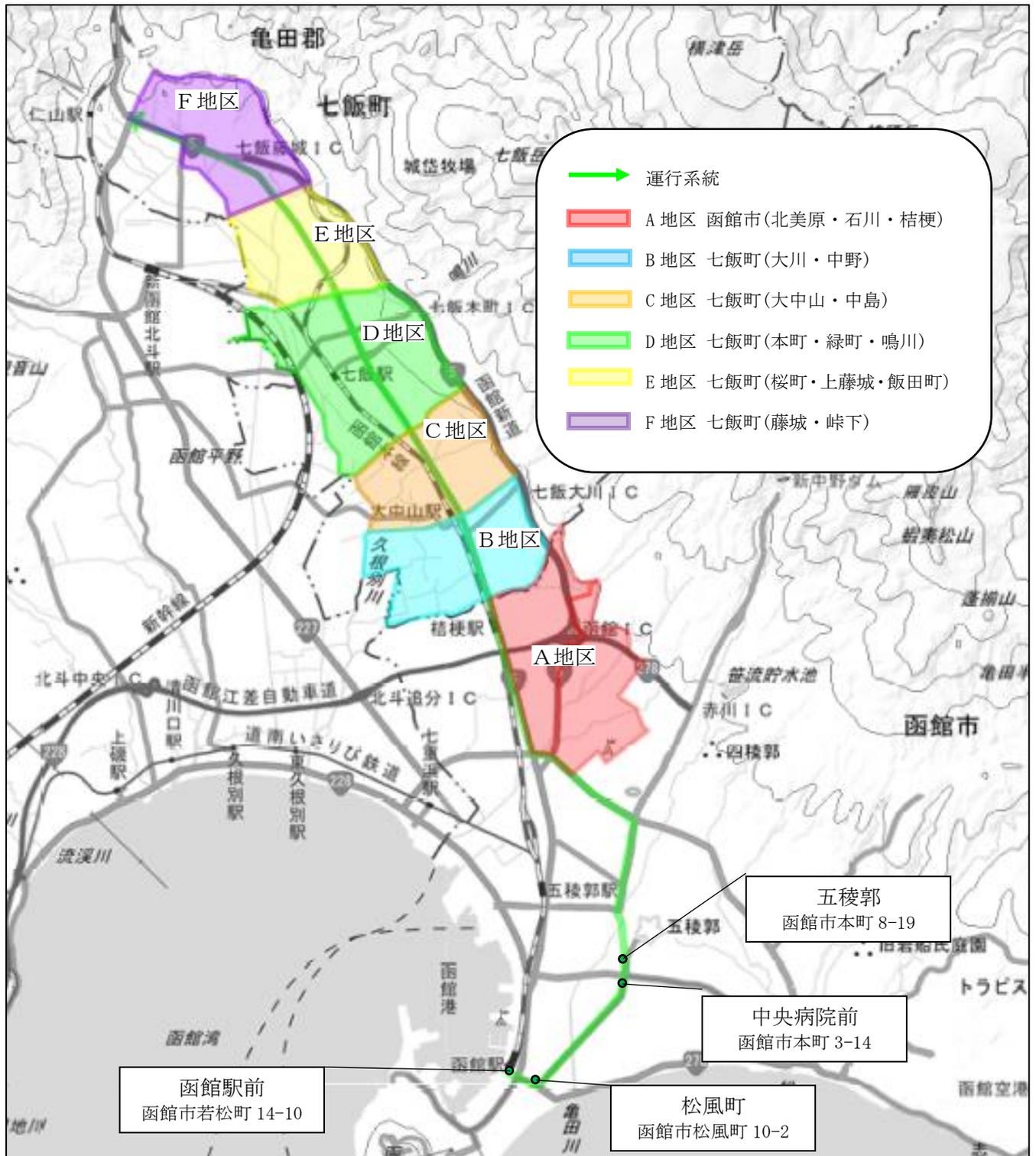
③ 区域運行は、路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態をいう。

(2) 事業の適切性

①, ② 略

③ 路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの(地域公共交通会議又は道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。)第9条第2項に規定する協議会(以下「地域公共交通会議等」という。)で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合はこの限りではない。)であること。

別添 運行経路



※ 上図は主な運行地区を示すものであり、実際の運行は住居表示を優先する。